

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的



彦根市環境基本条例と彦根市環境基本計画および地域行動計画

本市では、恵まれた自然と地域文化を保全・創出し、地域環境を大切にしたい生活や事業活動をすすめていくために、平成11年(1999年)3月に「彦根市環境基本条例」を制定しました。

平成13年(2001年)には、この条例に基づき、総合的体系的な環境施策を推進し、地域の各主体が地球環境保全を視野に入れた行動を展開していくために、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定しました。この計画は、平成4年(1992年)にリオデジャネイロで開催された地球サミットで採択された、21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための行動計画「アジェンダ21」の実現に向けて、本市の行動計画「ローカルアジェンダ」としての位置づけを持った計画として策定したものです。

平成23年(2011年)3月に、計画を見直して、「第2期彦根市環境基本計画および地域行動計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「歴史と文化が暮らしにこめこみ ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根」を目指すべき環境像に掲げ、私たちを取り巻く環境の保全に向けて様々な施策を展開してきました。



多様化・深刻化する環境問題に対応するために

第2期計画策定から10年が経過し、少子高齢化が進むとともに、生活様式が多様化するなど、社会情勢は日々変化しています。

環境に目を向けると、猛暑日や集中豪雨の増加など気候変動による被害の増加や、農林水産業の担い手の減少に伴う里地里山の生物多様性の喪失、マイクロプラスチックによる海洋環境の汚染など、私たちを取り巻く環境も深刻化しています。こうした変化は環境だけにとどまらず、地域経済や生活にも波及して、深刻な影響を及ぼす可能性があります。

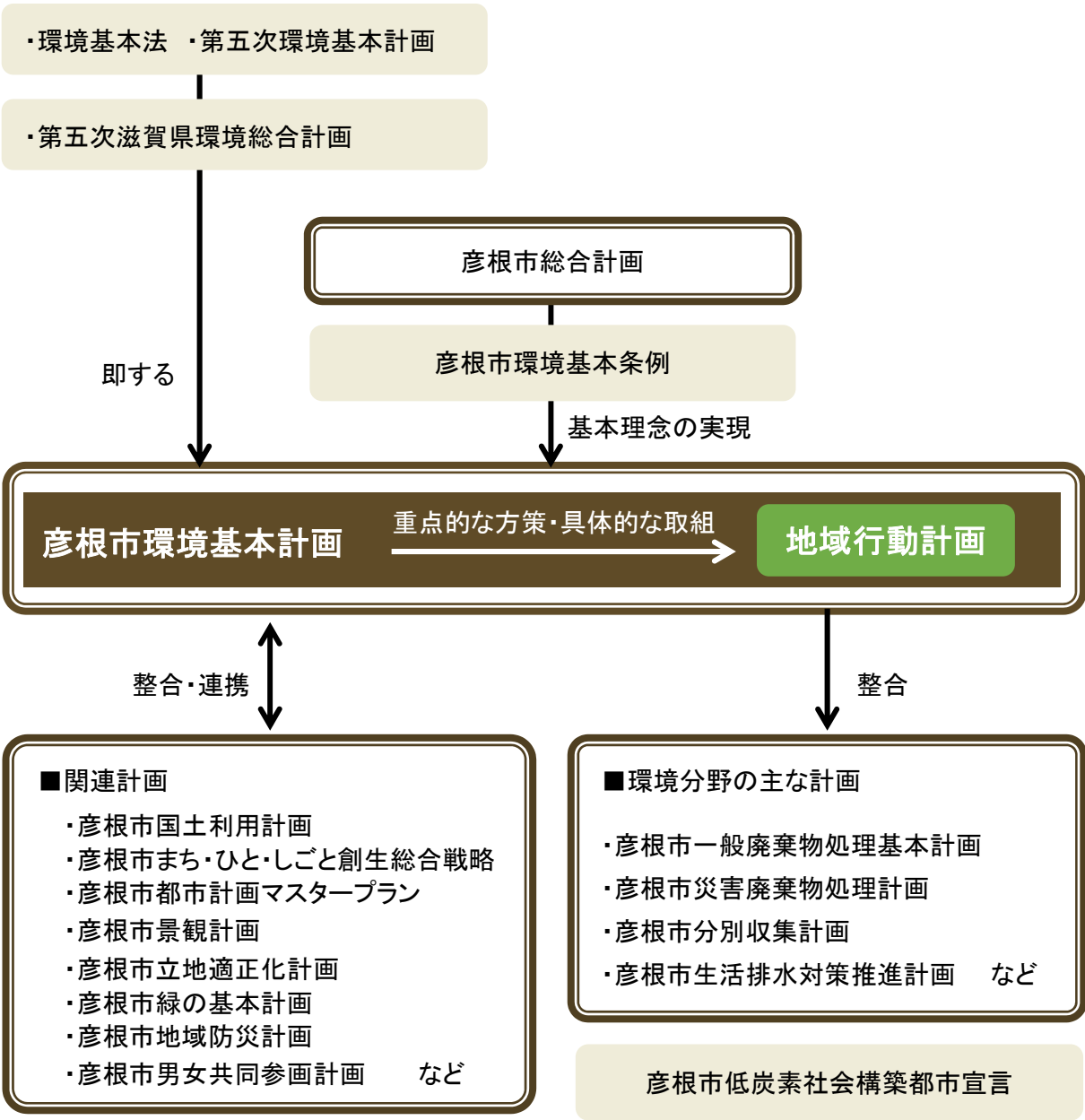
「第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画」(以下、「本計画」という。)は、こうした状況を踏まえ、本市を取り巻く環境面の課題や社会情勢に対応し、市民・市民団体、事業者の参画と連携のもと、環境に配慮した取組を進めるために策定します。

なお、本計画では、環境保全に関する取組と地球環境保全に関する取組は重複するものが多く、一体的に取り組むことが重要であることから、「彦根市環境基本計画」と「地域行動計画」を一体化し、両計画を効率的に進めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、各種法令や国・滋賀県の環境基本計画・地球温暖化対策計画を踏まえるとともに、「彦根市総合計画」を環境面から実現する役割を持っています。

なお、「地域行動計画」は、「環境基本計画」を実質的に進めるとともに、地球環境の保全に資するための重点的な方策や具体的な取組を示した計画として位置づけます。



【計画の位置づけ】

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 10 年間とします。また、その間の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5 年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。

【計画の期間】											
年 度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13～ 2031～
第 3 期計画					中間見直し ▼					見直し ▼	
	10 年 間										

4 計画の対象

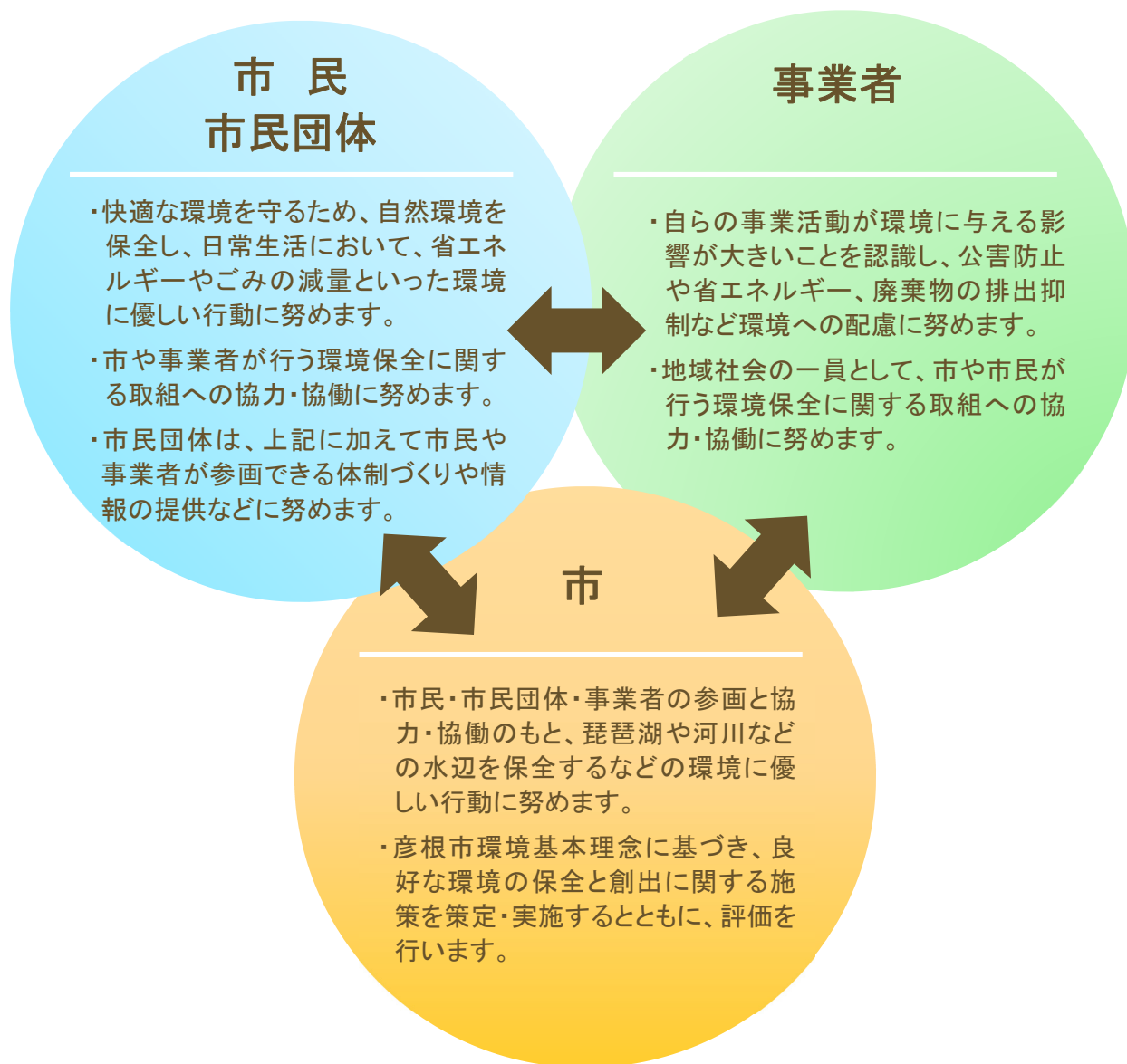
本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりです。

計画の対象とする地域は、彦根市全域としますが、本市の北東部に広がる山並みや河川・琵琶湖を軸とする流域のつながりなど周辺地域との一体性を考慮し、広域的な観点も対象に含めます。

【計画の対象】	
環境分野	具体的な環境
地域環境資源	森林、里地里山、河川、琵琶湖、生物多様性、歴史・文化、景観 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、有害化学物質、環境美化 など
資源循環	廃棄物、地産地消、河川を軸とする流域のつながり など
地球環境	地球温暖化対策(緩和策、適応策) など
人づくり	環境教育、環境活動、情報発信 など

5 各主体の基本的な役割

本計画における各主体の役割は以下に示すとおりです。



【各主体の役割】

6 計画とSDGsの関連性について

SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)とは、平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)*の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成される国際社会共通の目標です。

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標で、こうした目標の達成に向けて取組を進めることは、現状の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

本市では、これまで地域行動計画をローカルアジェンダ*として環境基本計画を実質的に進めていくためのものとして位置づけ、地域に即した取組を進めてきました。本計画では、ローカルアジェンダとSDGsを結び付けて施策を推進します。



【SDGsの17のゴール】

資料:国連広報センター



ミレニアム開発目標(MDGs)とは

SDGsの前身となる目標で、平成27年(2015年)までに達成すべき8つの目標と21のターゲットを掲げた国際社会共通の開発目標のこと。



ローカルアジェンダとは

SDGsの前身となるもので、平成4年(1992年)にブラジルのリオ・デ・ジャネイロ市で開催された地球サミットにおいて採択された、21世紀に向け持続可能な開発を実現するための行動計画「アジェンダ21」を、地域レベルで進めるための課題や将来像、行動メニューなどを提示したもの。

【SDGsの17の目標と内容】

目標	内容	目標	内容
 1 貧困をなくそう	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 10.人や国の不平等をなくそう	10.人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。
 2 飢餓をゼロに	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 11.住み続けられるまちづくりを	11.住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
 3 すべての人に健康と福祉を	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 12 つくる責任 つかう責任	12.つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
 4 質の高い教育をみんなに	4.質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 13 気候変動に具体的な対策を	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	 14 海の豊かさを守ろう	14.海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 15 陸の豊かさを守ろう	15.陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 16 平和と公正をすべての人に	16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
 8 働きがいも経済成長も	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。		

資料: 国連広報センター

7 計画の構成

本計画は、環境基本計画と地域行動計画の2つの計画を内包しており、地域行動計画は第4章 地域行動計画(重点行動)に含めることとします。

各部の詳細な構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

- 計画策定の背景と目的
- 計画の位置づけ
- 計画の期間
- 計画の対象
- 各主体の基本的な役割
- 計画とSDGsの関連性について
- 計画の構成
- 彦根市域の環境と最近の環境問題の動向

第2章 計画の目標

- 彦根市が目指す環境像
- 基本目標
- 施策の体系

第3章 環境像の実現に向けた取組

- 基本目標1 人・自然・文化が調和するまちづくり
- 基本目標2 安全・安心が実感できる快適なまちづくり
- 基本目標3 水や資源の循環が進んだまちづくり
- 基本目標4 未来の地球を守るためのまちづくり
- 基本目標5 参加と連携による人づくり・まちづくり

第4章 地域行動計画(重点行動)

- 地域行動計画(重点行動)
- 重点行動のテーマと進め方

第5章 計画の推進

- 推進体制
- 進行管理

8 彦根市域の環境と最近の環境問題の動向

ここでは、彦根市域の環境や最近の環境問題の動向を整理します。

彦根市の現状と課題(その1)

<市の概況>

- ・令和2年(2020年)現在、面積約197km²の市域に約11.2万人が暮らしています。
- ・市内には、滋賀大学や滋賀県立大学、聖泉大学などの大学や、各種公的機関が集中しており、県東部における中心地となっています。
- ・人口は微増傾向にありますが、年少人口(0～14歳)は減少、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。
- ・「第2期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン」によると、令和42年(2060年)には人口が約10万人に減少、少子高齢化がさらに進むと予測しています。

<計画に反映すべき事項>

- 教育機関や事業者、市民との連携
- 人口減少や少子高齢化の進行に伴う環境保全活動の担い手不足への対応



<地域環境資源>

- ・市内には、琵琶湖をはじめ、鳥居本の山間地や肥沃な穀倉地帯である湖東平野、鈴鹿山脈から流れる芹川、犬上川、宇曽川、愛知川など豊かな自然を擁しています。
- ・本市は20kmに及ぶ湖岸線を有しており、比較的良好な自然が維持されています。しかし、砂浜が浸食される浜がけが発生している場所もあります。
- ・「彦根市で大切にすべき野生生物」に掲載された全野生生物種1,951種のうち、貴重種として328種が選定されています。
- ・本市では、11樹木および樹林3箇所をそれぞれ「保存樹」「保存樹林」として指定・保全しています。
- ・市内の里地里山の管理が行き届かないことなどから、シカやイノシシなどの有害鳥獣が増加しており、琵琶湖ではナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイなどの侵略的植物の生育が確認されており、地域住民や関係団体、県と連携した管理・駆除を行っています。
- ・市内には、彦根城をはじめ、近世以来の城下町や宿場町のまちなみなど多くの歴史遺産が残されています。
- ・歴史の中で培われた景観が、まちづくりで活用され、歴史資源や景観の保存につながっています。



【荒神山】

<計画に反映すべき事項>

- 琵琶湖の保全・活用
- 河川やため池の保全・活用
- 身近な山や農地の保全と維持管理
- 貴重な自然環境や動植物の保全と維持管理
- 外来種や有害鳥獣への対応
- 自然とのふれあいの場や機会の充実
- 貴重な歴史・伝統文化の保全・継承
- 歴史・伝統文化とのふれあいの場や機会の充実
- 本市特有の地域環境資源を活用した観光やエコツーリズムの充実



【自然観察会】

彦根市の現状と課題(その2)

<生活環境>

- ・大気、水、土壌などの状況について、県などと連携して観測・調査を実施し、結果を公表しています。
- ・本市では、公共下水道を主体とした整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置による対策を実施しており、水洗化率・普及率は高まっています。
- ・公害苦情件数は近年減少傾向にありますが、苦情の内容のうち、悪臭(野焼きの苦情)が多くあるため注意・指導を実施しています。
- ・平成 30 年(2018 年)の総務省の「住宅・土地統計調査」によると、彦根市の空き家率は 17.5%、9,590 戸となっており、県内でも高い数値となっています。
- ・市民アンケート調査によると、街中や公園の散在性ごみ(ポイ捨て)について改善が求められています。*

※アンケート調査については資料編に概要を記載しています。

<計画に反映すべき事項>

- 大気、水、土壌などの観測・調査の継続と対策の充実
- 下水対策の充実
- 公害苦情への対応
- 空き家対策や活用
- 街中や公園におけるごみのポイ捨てへの対応

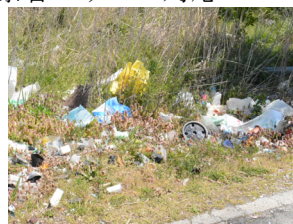


<資源循環>

- ・本市の令和元年度(2019 年度)のごみ等排出量は、36,352トン、1人1日あたりの排出量は、880グラムとなっており、排出量は減少傾向にあります。
- ・本市の1人1日あたりの排出量は、滋賀県の1人1日あたりの排出量を上回る状況が続いています。
- ・本市の家庭系燃やすごみ組成調査結果[平成 30 年度(2018 年度)実績]によると、リサイクル可能な紙とプラスチック類、食品ロスが全体の約 33.8%を占めています。
- ・3R の推進に向けて、広報誌やホームページ、出前講座などによる啓発や情報提供を行っています。
- ・本市は琵琶湖の西風により浮遊ごみが湖岸に漂着しやすく、大量の漂着ごみが琵琶湖周辺に漂着し、問題となっています。

<計画に反映すべき事項>

- ごみの削減・資源化に向けた対策の充実
- リサイクル可能な紙やプラスチック類、食品ロス削減に向けた対策の充実
- 3R の普及
- 漂着ごみへの対応



【漂着ごみの様子】

<地球環境>

- ・県が算出・公表する本市の温室効果ガス排出量は、平成 29 年度(2017 年度)時点で約 86.2 万トンとなっており、排出量は減少傾向にあります。
- ・低炭素社会の実現に向けて、環境学習プログラムの運用や出前講座の開催、緑のカーテンコンテストなどを行っています。
- ・市民アンケート調査によると、通勤・通学手段の約半数が自家用車となっています。
- ・平成 30 年度(2018 年度)時点で、市役所の公用車全体の 69.7%が低公害車となっています。

<計画に反映すべき事項>

- 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の充実
- 公共交通機関の充実、パーク・アンド・バスライド(社会実験)の実施、レンタサイクルの充実
- 低炭素社会の実現に向けた啓発などの充実
- 市役所の率先した地球温暖化対策

彦根市の現状と課題(その3)

<その他>

- ・前計画で設定した指標について、市の現状と乖離した目標値や項目が見られます。
- ・施策によって多くの事業を実施しているものもあれば殆ど実施していない施策も見られます。
- ・前計画策定後、彦根市総合計画後期基本計画など上位・関連計画が策定されています。

<計画に反映すべき事項>

- 指標の見直し
- 施策内容・体系の見直し
- 上位・関連計画の内容との整合・反映

最近の環境問題の動向

<持続可能な社会の形成に関すること>

- ・平成 27 年(2015 年)、国連サミットにおいて持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されています。

<計画に反映すべき事項>

- SDGsとの整合

<地球温暖化問題に関すること>

- ・平成 27 年(2015 年)、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をするパリ協定が採択されています。
- ・気候変動と関連すると思われる台風や豪雨などが頻発・激甚化しており、「気候危機」を宣言する自治体も出てきています。
- ・国は「温室効果ガスの排出量を令和 32 年(2050 年)までに実質ゼロにする」方針を発表しています。
- ・滋賀県も同様の宣言を行っており、「しが CO₂ ネットゼロまちづくり」を推進しています。

<計画に反映すべき事項>

- パリ協定との整合
- 気候変動への対応
- 国や県の「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」取組への対応

<資源循環問題に関すること>

- ・国内においては食料の多くを海外に頼りながら、依然として食品ロスが大量に発生しています。
- ・近年では、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念され、国際的な関心が高まっています。

<計画に反映すべき事項>

- 食品ロス削減対策の充実
- マイクロプラスチックへの対応

<国や県の環境基本計画に関すること>

- ・平成 30 年(2018 年)に「第五次環境基本計画」、翌年に「第五次滋賀県環境総合計画」が策定されています。
- ・環境に関する様々な取組が有機的につながり、循環する「地域循環共生圏」の実現が掲げられています。

<計画に反映すべき事項>

- 国や県の計画内容との整合
- 「地域循環共生圏」の実現に向けた取組の充実